

伊方町放射線測定器貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、町内の小中学校が放射線教育に使用するため、又は町民が身近な生活環境等の空間放射線量を把握するため、町が所有する放射線測定器（以下「測定器」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出機器及び貸出台数)

第2条 貸出しする測定器及び台数は、次のとおりとする。

測定器	台数
シンチレーション式ポケットサーベイメータ	11台まで

2 町内の小中学校が放射線教育のために使用する場合は、希望があれば測定器のほか、次の教材についても貸し出すものとし、当該教材を使用するに当たり必要な資材等は使用者が負担するものとする。

- (1) 簡易霧箱実験セット 5セットまで
- (2) 放射線測定実験用試料セット 5セットまで

(貸出対象者)

第3条 測定器の貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 町内の小中学校
- (2) 町内に所在地を有する団体
- (3) 町内に住所を有する20歳以上の個人

(使用料)

第4条 測定器の使用料は、無料とする。

(貸出期間)

第5条 測定器の貸出期間は、貸出しを受けた日を含めて7日以内とする。

- 2 貸出し及び返却時間は、伊方町の休日を定める条例(平成17年伊方町条例第3号)に規定する町の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出申請等)

第6条 測定器の貸出しを受けようとする者は、放射線測定器貸出申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に当たっては、健康保険証、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示しなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは測定器を貸し出すものとする。ただし、貸出希望者が重複した場合は、先に申請の受付をした者を優先する。

(使用場所)

第7条 測定器の貸出しを受けた者（以下「使用者」という。）は、町内の自己の所有又は管理する土地及び公共の場所以外で測定器を使用してはならない。

(使用者の責務)

第8条 使用者は、借り受けた測定器を第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供してはならない。

2 使用者は、借り受けた測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、損害賠償の責めを負うものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

3 使用者は、測定器を営利目的その他第1条に規定する使用目的以外に使用してはならない。

(機器の返却)

第9条 使用者は、測定器の使用を終了したときは、速やかに測定器を返却し、町長の検査を受けなければならない。

(測定値等の報告)

第10条 使用者は、測定器を返却する際には放射線測定結果記録表（様式第2号）により測定結果等を町長に提出しなければならない。ただし、学校教育において、第2条第2項に規定する教材を使用した場合は、別途指示する書類を提出しなければならない。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、測定器の貸出しに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年3月1日から施行する。